

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（案）

（名称）

- 第1条 この会議は、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」と称する。
- 2 鳴瀬川等とは、鳴瀬川、吉田川、江合川、定川及び各河川の支川を指すものとする。

（目的）

- 第2条 本協議会は昭和61年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨等により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、鳴瀬川等における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- 尚、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

（協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
- 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 - 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

- 第5条 協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、北上川下流河川事務所（防災情報課）及び宮城県河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 3月18日から施行する。
- 平成29年 5月31日改定
- 平成29年 6月19日改定
- 令和元年 5月29日改定
- 令和2年 6月29日改定
- 令和3年 1月29日改定
- 令和3年 7月16日改定
- 令和4年 7月 ○日改定**

別表 1

(構成員)

石巻市長
東松島市長
大崎市長
富谷市長
松島町長
大和町長
大郷町長
大衡村長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 仙台土木事務所長
宮城県 北部土木事務所長
宮城県 東部土木事務所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所長
宮城県 大崎地方ダム総合事務所長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長
国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所長
国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 防災情報課
宮城県 土木部 河川課

別表 2

(構成員)	石巻市	総務部	危機対策課長	
	東松島市	総務部	防災課長	
	大崎市	総務部	防災安全課長	
	富谷市	総務部	防災安全課長	
	松島町	総務課	危機管理監	
	大和町	総務課	危機対策室長	
	大郷町	総務課長兼	防災対策室長	
	大衡村	総務課長兼	危機対策室長	
	色麻町	総務課長		
	加美町	総務課	危機管理室長	
	涌谷町	総務課長		
	美里町	防災管財課長		
	宮城県	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	総括課長補佐
	宮城県	土木部	河川課	技術副参事兼総括課長補佐
	宮城県	仙台土木事務所	河川部長	
	宮城県	北部土木事務所	副所長	(技術担当)
	宮城県	東部土木事務所	副所長	(技術担当)
	宮城県	仙台地方ダム総合事務所	技術副参事兼総括技術次長	
	宮城県	大崎地方ダム総合事務所	技術副参事兼総括技術次長	
	農林水産省	東北農政局	北上土地改良調査管理事務所	次長
	気象庁	仙台管区气象台	気象防災部	予報課長
	国土交通省	国土地理院	東北地方測量部	防災情報管理官
	国土交通省	東北地方整備局	鳴瀬川総合開発工事事務所	副所長 (技術)
	国土交通省	東北地方整備局	鳴子ダム管理所	所長
	国土交通省	東北地方整備局	北上川下流河川事務所	副所長
(事務局)	国土交通省	東北地方整備局	北上川下流河川事務所	防災情報課
	宮城県	土木部	河川課	

北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（案）

（名称）

- 第1条 この会議は、北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」と称する。
- 2 北上川下流等とは、北上川及びその支川と雄勝・牡鹿・女川圏域の二級河川を含む流域を示す。

（目的）

- 第2条 本協議会は平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川、鳴瀬川等において、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川下流域等においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- 尚、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

（協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
- 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 - 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

- 第5条 協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、北上川下流河川事務所（防災情報課）及び宮城県（土木部河川課）が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 6月23日から施行する。

平成28年 8月23日改定

平成29年 5月31日改定

平成29年 6月19日改定

令和元年 5月29日改定

令和2年 6月29日改定

令和3年 1月29日改定

令和3年 7月16日改定

令和4年 7月 ○日改定

別表 1

(構成員)

石巻市長
登米市長
栗原市長
大崎市長
涌谷町長
女川町長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 北部土木事務所長
宮城県 北部土木事務所 栗原地域事務所長
宮城県 東部土木事務所長
宮城県 東部土木事務所 登米地域事務所長
宮城県 栗原地方ダム総合事務所長
宮城県 北部地方振興事務所 栗原地域事務所長
小山田川沿岸土地改良区 理事長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 防災情報課
宮城県 土木部 河川課

別表 2

(構成員)

石巻市 総務部 危機対策課長
登米市 総務部 防災危機対策室長
栗原市 総務部 危機対策課長
大崎市 総務部 防災安全課長
涌谷町 総務課長
女川町 企画課長
宮城県 復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 総括課長補佐
宮城県 土木部 河川課 技術副参事兼総括課長補佐
宮城県 北部土木事務所 副所長 (技術担当)
宮城県 北部土木事務所 栗原地域事務所 総括次長
宮城県 東部土木事務所 副所長 (技術担当)
宮城県東部土木事務所 登米地域事務所 総括次長兼長沼ダム管理事務所長
宮城県 栗原地方ダム総合事務所 総括技術次長
宮城県 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 農業農村整備部総括次長
小山田川沿岸土地改良区 総務課長
小山田川沿岸土地改良区 事業課長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所 次長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部 防災情報管理官
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 副所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 防災情報課
宮城県 土木部 河川課

鳴瀬川等流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「鳴瀬川等流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鳴瀬川等流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、一級水系鳴瀬川等流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会の構成）

第6条 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会の実施事項）

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 鳴瀬川等流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第 8 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第 9 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 10 条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、北上川下流河川事務所及び宮城県が共同で行う。

(雑則)

- 第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第 12 条 本規約は、令和 2 年 9 月 18 日から施行する。
- 令和 3 年 1 月 29 日改定
- 令和 3 年 7 月 16 日改定
- 令和 4 年 3 月 9 日改定
- 令和 4 年 7 月 ○日改定

別表 1

(構成員)

石巻市長
東松島市長
大崎市長
富谷市長
松島町長
大和町長
大郷町長
大衡村長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 農政部長
宮城県 水産林政部長
宮城県 仙台土木事務所長
宮城県 北部土木事務所長
宮城県 東部土木事務所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所長
宮城県 大崎地方ダム総合事務所長
鶴田川沿岸土地改良区 理事長
東日本旅客鉄道株式会社 執行役員仙台支社長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長
国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 **調査課**
宮城県 土木部 河川課

別表 2

(構成員)

石巻市 総務部 危機対策課長
 東松島市 総務部 防災課長
 大崎市 総務部 防災安全課長
 富谷市 総務部 防災安全課長
 松島町 総務課危機管理監
 大和町 総務課危機対策室長
 大郷町 総務課長兼防災対策室長
 大衡村 総務課長兼危機対策室長
 色麻町 総務課長
 加美町 総務課危機管理室長
 涌谷町 総務課長
 美里町 防災管財課長
 宮城県 復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 総括課長補佐
 宮城県 土木部 河川課 総合治水対策専門監
 宮城県 土木部 都市計画課 技術副参事兼総括課長補佐
 宮城県 農政部 農村振興課 **技術副参事兼総括課長補佐**
 宮城県 水産林政部 森林整備課 総括技術補佐 (森林土木担当)
 宮城県 仙台土木事務所 河川部長
 宮城県 北部土木事務所 副所長 (**技術担当**)
 宮城県 東部土木事務所 副所長 (技術担当)
 宮城県 仙台地方ダム総合事務所 技術副参事兼総括技術次長
 宮城県 大崎地方ダム総合事務所 **技術副参事兼総括技術次長**
 鶴田川沿岸土地改良区 事業課長
 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 設備部工事課長
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北海道整備局 水源林業務課長
 農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所 次長
 林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署 次長
 気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
 国土交通省 国土地理院 東北地方測量部 防災情報管理官
 国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所 副所長 (技術)
 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 副所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 **調査課**
 宮城県 土木部 河川課

北上川下流等流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「北上川下流等流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北上川下流等流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、一級水系北上川下流等流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会の構成）

第6条 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会の実施事項）

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

2 北上川下流等流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、北上川下流河川事務所及び宮城県が共同で行う。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第12条 本規約は、令和2年 9月18日から施行する。
- 令和3年 1月29日改定
- 令和3年 7月16日改定
- 令和4年 3月 9日改定
- 令和4年 7月 ○日改定**

別表 1

(構成員)

石巻市長
登米市長
栗原市長
大崎市長
涌谷町長
美里町長
女川町長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 農政部長
宮城県 水産林政部長
宮城県 北部土木事務所長
宮城県 北部土木事務所 栗原地域事務所長
宮城県 東部土木事務所長
宮城県 東部土木事務所 登米地域事務所長
宮城県 栗原地方ダム総合事務所長
宮城県 北部地方振興事務所 栗原地域事務所長
小山田川沿岸土地改良区 理事長
登米・気仙沼地域土地改良区連絡協議会 会長
東日本旅客鉄道株式会社 執行役員仙台支社長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長
国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 **調査課**
宮城県 土木部 河川課

別表 2

(構成員)

石巻市 総務部 危機対策課長
 登米市 総務部 防災危機対策室長
 栗原市 総務部 危機対策課長
 大崎市 総務部 防災安全課長
 涌谷町 総務課長
 美里町 防災管財課長
 女川町 企画課長
 宮城県 復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 総括課長補佐
 宮城県 土木部 河川課 総合治水対策専門監
 宮城県 土木部 都市計画課 技術副参事兼総括課長補佐
 宮城県 農政部 農村振興課 **技術副参事兼総括課長補佐**
 宮城県 水産林政部 森林整備課 総括技術補佐 (森林土木担当)
 宮城県 北部土木事務所 副所長 **(技術担当)**
 宮城県 北部土木事務所栗原地域事務所 総括次長
 宮城県 東部土木事務所 副所長 (技術担当)
 宮城県 東部土木事務所登米地域事務所 **総括次長兼長沼ダム管理事務所長**
 宮城県 栗原地方ダム総合事務所 **総括技術次長**
 宮城県 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 農業農村整備部総括次長
 小山田川沿岸土地改良区 **総務課長**
 小山田川沿岸土地改良区 **事業課長**
 登米吉田土地改良区 事業課長
 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 設備部工事課長
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局 水源林業務課長
 農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所 次長
 林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署 次長
 気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
 国土交通省 国土地理院 東北地方測量部 防災情報管理官
 国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所長
 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 副所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 **調査課**
 宮城県 土木部 河川課

変更箇所一覽

減災対策協議会（鳴瀬）

- ・ P4 宮城県北部土木事務所 副所長 → 副所長（技術担当）
- ・ P4 宮城県大崎地方ダム総合事務所 総括技術次長 → 技術副参事兼総括技術次長

減災対策協議会（北上）

- ・ P8 宮城県北部土木事務所 副所長 → 副所長（技術担当）
- ・ P8 宮城県東部土木事務所登米地域事務所 技術副参事兼総括次長兼長沼ダム管理事務所長 → 総括次長兼長沼ダム管理事務所長
- ・ P8 宮城県栗原地方ダム総合事務所 技術副参事兼総括技術次長 → 総括技術次長
- ・ P8 小山田川沿岸土地改良区 総務課長補佐兼管理係長 → 総務課長
- ・ P8 小山田川沿岸土地改良区 事業課長補佐兼庶務係長 → 事業課長

流域治水協議会（鳴瀬）

- ・ P9 第6条（部会の構成）を追加
- ・ P12 宮城県農政部農村振興課 総括課長補佐 → 技術副参事兼総括課長補佐
- ・ P12 宮城県北部土木事務所 副所長 → 副所長（技術担当）
- ・ P12 宮城県大崎地方ダム総合事務所 総括技術次長 → 技術副参事兼総括技術次長
- ・ P11、12 （事務局）防災情報課 → 調査課

流域治水協議会（北上）

- ・ P13 第6条（部会の構成）を追加
- ・ P16 宮城県農政部農村振興課 総括課長補佐 → 技術副参事兼総括課長補佐
- ・ P16 宮城県北部土木事務所 副所長 → 副所長（技術担当）
- ・ P16 宮城県東部土木事務所登米地域事務所 技術副参事兼総括次長兼長沼ダム管理事務所長 → 総括次長兼長沼ダム管理事務所長
- ・ P16 宮城県栗原地方ダム総合事務所 技術副参事兼総括技術次長 → 総括技術次長
- ・ P16 小山田川沿岸土地改良区 総務課長補佐兼管理係長 → 総務課長
- ・ P16 小山田川沿岸土地改良区 事業課長補佐兼庶務係長 → 事業課長
- ・ P15、16 （事務局）防災情報課 → 調査課